運用指針の改正について

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正案について 図 国土交通省

公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二条 <u>国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、</u>地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定める ものとする。

運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、公共工事に関する測量、調査 (地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計が対象として追加
- ③働き方改革、ICTの推進等による生産性向上の取組に関連する事項の追加

全体の構成

- I. 本指針の位置付け
- ■. 発注関係事務の適切な実施のために 取り組むべき事項
- 1 工事
 - 1-1 工事発注準備段階
 - 1-2 工事入札契約段階
 - 1-3 工事施工段階
 - 1-4 工事完成後
 - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 業務発注準備段階
 - 2-2 業務入札契約段階
 - 2-3 業務履行段階
 - 2-4 業務完了後
 - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
 - 3-1 発注体制の整備等 3-2 発注者間の連携強化

Ⅲ. 災害時における対応

- 1 工事
- 1-1 災害時における入札契約方式 の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注 関係事務に関する措置
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 災害時における入札契約方式 の選定
 - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注 関係事務に関する措置
- 3 建設業者団体 業務に関する 各種団体等や他の発注者との連携

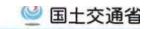
Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の 考え方及び留意点
 - 1-2 工事の品質確保とその担い 手の中長期的な育成・確保に 資する入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の 考え方及び留意点
 - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する 入札契約方式の活用の例

Ⅴ. その他配慮すべき事項

- | 受注者等の責務
- 2 その他

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 改正の経緯



R1.6.7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月~8月 <u>発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催</u> ・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

R1.8.8 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月8日(木)~9月13日(金)運用指針改正骨子(案)への意見照会 ・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

R1.10.2 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

R1.10.18 基本方針 閣議決定

10月~11月 発注者協議会の開催

・地方公共団体等に対し、改正運用指針(案)の説明

10月31日(木)~12月2日(月)運用指針改正(案)への意見照会

・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

R2.1.30 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 意見照会の概要^{22 国土交通省}

<u>■対象</u>

〇発注関係団体 1,826団体

関係省庁(23)、独立行政法人等(15)、都道府県(47)、 政令市(20)、市区町村(1,721)

〇建設業団体等 840団体

■結果

①骨子案(令和元年8月8日~9月13日)

| | | 提出団体数 | 意見数 |
|----|--------|-------|--------|
| 合計 | | 2 5 1 | 2, 521 |
| | 発注関係団体 | 1 4 3 | 941 |
| | 建設業団体等 | 108 | 1, 580 |

②本文案(令和元年10月31日~12月2日)

| | | 提出団体数 | 意見数 |
|----|--------|-------|--------|
| 合計 | | 3 2 7 | 1, 497 |
| | 発注関係団体 | 259 | 877 |
| | 建設業団体等 | 2 68 | 620 |

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント(案)

運用指針とは:品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- ➤ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ ➤ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

①予定価格の適正な設定

②歩切りの根絶

必ず実 施すべき事

項

対応

- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の 設定・活用の徹底等
- 4施工時期の平準化【新】
- ⑤適正な工期設定【新】
- ⑥適切な設計変更
- ⑦発注者間の連携体制の構築

測量、調査及び設計【新】

- ①予定価格の適正な設定
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の 設定・活用の徹底等
- ③履行期間の平準化
- 4適正な履行期間の設定
- ⑤適切な設計変更
- 6発注者間の連携体制の構築

①ICTを活用した生産性向上【新】

- ②入札契約方式の選択・活用
- ③総合評価落札方式の改善【新】
- 4見積りの活用
- 5余裕期間制度の活用
- ⑥工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦受注者との情報共有、協議の迅速化

- ①ICTを活用した生産性向上
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的 な活用
- 4履行状況の確認
- ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化

(1)随意契約等の適切な入札契約方式の活用

- ②現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

必ず実施すべき事項(工事)

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単 価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態 等を**的確に反映した積算を行う。**また労務費、機械経 費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に 取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第1号の規定**に違反**すること等から、 これを行わない。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・ 活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査 制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。 予定価格は、原則として事後公表とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準 化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**につい て、地域ブロック単位等で統合して公表する。ま た、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の 前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り 組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方 法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要 な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実 施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむ を得ない事由により 工事の実施が困難であると見込ま れる日数等を考慮する。また、週休2日を実施する 工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の 状態が一致しない場合等において、設計図書の変更 及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の 変更を適切に行う。その際、工期が翌年度にわたるこ ととなったときは、繰越明許費を活用する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関 係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者 は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町 村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国 や都道府県の支援を求める。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 改正の主なポイント

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用するとともに、標準積 さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有で きるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。 また、ICTの積極的な活用により、検査書類等の簡素 化や作業の効率化に努める

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、災害時の活動実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保 に関し、その実態を把握するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況 の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者 単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を 的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・ 活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。 **予定価格は、原則として事後公表**とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準 化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や 入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平 準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致 しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに 伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に 行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることと なったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 改正の主なポイント

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。また、ICTの積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、 地域特性を踏まえた検討が必要となる業務において は、プロポーザル方式により技術提案を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、 **女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に 確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日 明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリースタ ンスの適用や条件明示チェックシートの活用、スケジュー ル管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を 適切に実施するよう努める。

5 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、 関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受 発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合** 同現地踏査の実施に努める。テレビ会議や現地調査 の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラ の活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の** 積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整 備を行う。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 改正の主なポイント

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。 災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定すると ともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

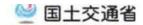
③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施する ため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結** する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を 進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。**

参考資料

工事



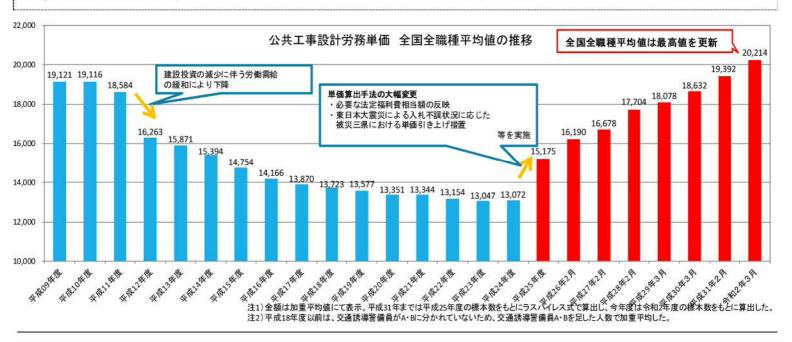
予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映
- (2)社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (H25より継続)

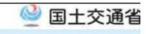


全職種平均

全国(20, 214円) 平成31年3月比; +2. 5%(平成24年度比; +51. 7%)

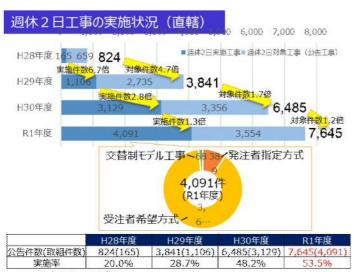


参考】週休2日確保に向けた取組



週休2日対象工事の拡大

- 平成30年度より労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。令和2年度においては、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
- 令和元年度より現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」を試行。



※R1年度件数は、精査中

週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市(計67団体))

■H29年度:実施済39団体 ■H30年度:実施済56団体 ■R1年度:実施済64団体

週休2日の取得に要する費用の計上(試行)

■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- R 2 年度より、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し、必要経費を計上する試行を継続。
- 受注者希望方式の積算方式も、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8体を前提とした経費の積算を行う。

| | 4週6休 | 4週7休 | 4週8休以上 |
|----------|------|------|--------|
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 機械経費(賃料) | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 |

週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■週休2日交替制モデル工事の試行

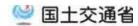
R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で過休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。

| 休日率 | 4週6休以上 7休未満 | 4週7休以上 8休未満 | 4週8休以上 |
|-----|----------------|----------------|--------|
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

■工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価



歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反 すること等から、**これを行わない**。

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年 1月の状況

> (注)「歩切り」を 行っている理由について 未回答の1団 体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が 同額である団体 1,031団体

端数処理等を 行っている団体 297団体

慣例、自治体財政の 健全化等のため「歩切り」 を行っている団体 459団体

平成28年 2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体

1. 528団体

端数処理等を 行っている団体 (端数処理等に変更予定の団体を含む) 252団体

見直す 方向で 検討中 5団体 見直しを行う 予定はない 3団体

平成28年 12月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体

1. 598団体(同額とする予定又は見直す方向で検討中の5団体を含む)

端数処理等を行っている団体 190団体

端数処理等に変更予定 の1団体を含む

見直しを 行う予定 はない

<u>平成30年</u> 10月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体

1.669団体(同額とする予定又は見直す方向で検討中の3団体を含む)

端数処理等を 行っている団体

119団体

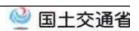
見直しを 行う予定 はない

O団体

(※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

【工事/必ず実施】③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等



<未導入団体の推移>

H 2 0 3 5 9 団体

H 2 <u>2</u> 2 7 2 団体

484 団体

232 団体

126団体

109 団体

H 1 8

H 2 4

H 2 <u>9</u>

H 3 0

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適** 切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

取組状況

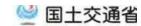
- 総務省と連名で、ダンピング対策の強化(未導入の団体における早急な制度 H 2 7. 2 の導入、公表時期の見直し)を要請
- 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請 H 2 8 . 2
- 低入札価格調査基準の改定(現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ) H28.4
- H 2 8 .10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請 H29.2
- 低入札価格調査基準の改定(直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ H 2 9 . 4
- 低入札価格調査基準の改定 (調査基準の範囲を0.70~0.90→0.75~0.92に引上げ) H31.4



| 最低制限価格制度等の導入状況 ~109団体が未導入~ | | | | | | | |
|----------------------------|--------|--------|-------|--|--|--|--|
| | 都道府県 | 指定都市 | 市区町村 | | | | |
| 導入済み | 47 | 20 | 1612 | | | | |
| 等八月の | 100.0% | 100.0% | 93.7% | | | | |
| いずね+土道ス | 0 | 0 | 109 | | | | |
| いずれも未導入 | 0% | 0% | 6.3% | | | | |

| 最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~ | | | | | | | |
|---------------------------------|------|------|---------------|--|--|--|--|
| | 都道府県 | 指定都市 | 市区町村 | | | | |
| 見ば判別に扱う事業の主 | 2 | 1 | 132 | | | | |
| 最低制限価格の事前公表 | 4.5% | 5.0% | 8.8% | | | | |
| 甘淮価牧の東前八書 | 2 | 0 | o 53 | | | | |
| 基準価格の事前公表 | 4.3% | 0% | 8 7.6% | | | | |





低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施 履行可能性が認められない場合には、落札者としない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- ○平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から 0.75~0.92へ引き上げ
- ○あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ·直接工事費×0.97
- 共通仮設費×0.90
- 現場管理費×0.90
- -一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08



H31.4.1~

【範囲】

予定価格の

7.5/10~9.2/10

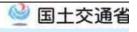
【計算式】

- ·直接工事費×0.97
- 共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- -一般管理費等×0.55

上記の合計額×1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

【工事/必ず実施】4施工時期等の平準化



発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債(注1)及び

ゼロ国債(注2)を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

令和2年度:約3,200億円 (平成31年度:約3,200億円)

- ※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)
- ※令和2年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、

とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

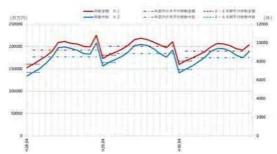
※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→<u>令和元年11月時点:1946団体(約97%)</u> 国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。

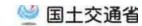
注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。



国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

| | | の名字が | | | | | | | | 平成日本日 | |
|-----------------------------|--|------------|--|------|--------------------|-----------------------|-------------|--------|------------------------|---------------|------|
| TOOLS | 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | DP://DR | 7377 1256 1256 1256 1257 1257 | PATE | PER CONTRACTOR | SAFE CORP STORY | 1 CA 1 | CALL A | #1040.7/2 #1040.7/2 | | - |
| are. | line. | | 100 | 1 25 | Laboration | | 10000 | - | | **** | |
| 100000 | *851 | 30000 | 100 | 1.70 | 20000 | 0773 | 44 | 125 | - | 100 | Die. |
| ***** | - | 1900,00 | 100 | iia. | | 200 | - | - | 1000 | 2742-7 | |
| and the | | | | | | | | | | | |
| Abert & | 202 | 7257 | 32ª3 | 2040 | 48814 | 14 | State Of | - | MELL TORN | Section 1 | |
| STATE OF THE PARTY NAMED IN | 200 | 14691. | - | - | | - | 100 | 24 | 801 - 300 0010 - 4 | geninder F | |
| and and | - | | - | - | | - | ig. | | \$12 0.000 | | |
| and and | - | 10.4 K. P. | - | (L** | | **10 | 100 | | \$12 0.000 | *53* | |
| CA CA CA | | 10.00 m | | ¥. | Delivery Summer | :- (max ex:- | 17- | 24 | 961 6 74 961 6 76 | *21* | |



- 品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、 特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

> [※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55 (H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の 実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の青務として平準化の取組を進めるよう支援

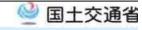
取組事例等の周知徹底

- ●施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底 (中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、 監理課長等会議(8ブロック)等)
- ●地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- ●地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
 - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
- ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
- ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

【参考】中長期的な発注の見通し公表について(案)



背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注 見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

<根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域のおける公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

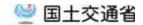


対応の基本方針

- ○入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設 (現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 〇掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で 既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

- 〇令和2年度から直轄の取組を公表予定
- ○その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

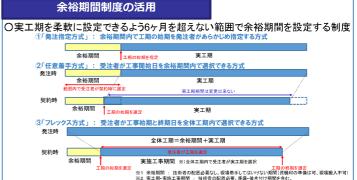


工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた 施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期 間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮** する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

| | 準備 | 期間 | 後片付 | け期間 |
|------------|----------|--------|---------|--------|
| 工種区分 | 従前の設定 | 最低必要日数 | 従前の設定 | 最低必要日数 |
| 鋼橋架設工事 | 30~150 日 | 90 日 | 15~20 日 | |
| PC橋工事 | 30~90 ⊟ | 70 日 | 15~20 日 | |
| 橋梁保全工事 | 30~50 ⊟ | 60 日 | 15~20 日 | |
| 舗装工事(新設工事) | 30~50 ⊟ | 50 日 | 15~20 日 | 20日 |
| 舗装工事(修繕工事) | 30~40 ⊟ | 60 日 | 15~20 日 | 20日 |
| 道路維持工事 | 30~50 ⊟ | 50 日 | 15~20 日 | |
| 河川維持工事 | 30~50 ⊟ | 30 日 | 15~30 日 | |
| 電線共同溝工事 | 30~50 ⊟ | 90 日 | 15~20 日 | |



工期設定支援システムの導入

準備・後片付け期間の見直し

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を 自動で算出する工期設定支援システムを導入

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、進備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性の チェック

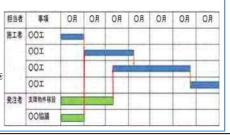


工事工程の受発注者間での共有

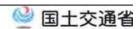
○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題 の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、 受注者が施工計画書を作成
- ② 施丁計画に影響する事項がある 場合は、 その内容と受発注者間の責任分担を 明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない 発注者 支護物件移設 工程の遅れが発生した場合は、 それに伴う必要日数について必ず



【工事/必ず実施】⑥適切な設計変更



設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等におい て、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切 **に行う。**その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

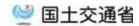
設計変更ガイドラインの改定(全地方整備局等で改定済み)

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、 不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないよう、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

- 1.「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、受発注者が対等の立場であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
- 2.「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ·条件明示の確認に不足が生じないよう受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
- 3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、照査項目のチェックリストを含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
- 4. 「設計変更」について
- ・設計変更に伴う費用の増減概算額について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う指示書に概算額を明 示することを記載
- 5. 「工事一時中止」について
 - ・工事一時中止についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に増加概算額を明示することを記載
- 6. 「工期短縮」について
 - ・受注者は工期短縮計画書を作成し、受発注者間で協議することを明記



地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握すると ともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者 は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整 を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



- ○協議会**構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた**役割の見直し**
- ○地域発注者協議会の下に**全市町村が参画する**都道府県毎の部会を設置

例1:北陸ブロック 協議会規約の改正

・<u>役職の格上げ</u> 県 : [<u>部長</u>] → [<u>副</u>

市(町村): [副市(町村)長] → [**市(町村)長**]

・協議会の役割の見直し [連絡調整] → [**推進・強化**]

例2:中部ブロック 各県部会の設置

規約(H26.10改正部分抜粋)(部会)

第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三 車県の**各県に部会を設置**する。

【体制イメージ】

中部ブロック地域発注者協議会

岐阜県部会

三重県部会

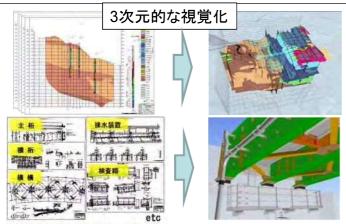
【工事/実施に努める】①ICTを活用した生産性向上

🥯 国土交通省

業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データ等の積極的な活用に努める。

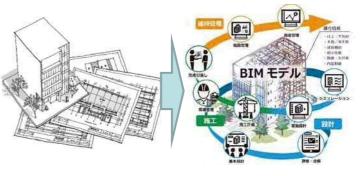
- ○BIM/CIM※とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの。
- 〇BIM/CIMを活用することで、3次元的な視覚化が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、情報の集約化が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。
- 〇ひいては、建設生産・管理システム全体における、<a>事業の生産性向上や品質の確保を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management

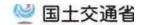


➤ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかなどを3次元的にチェックが可能となる。

情報の集約化



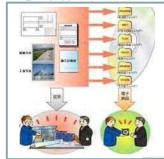
➤ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図る ことで、前段階の情報を利活用することが可能となる。



各段階においてICTを積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や電子納品のオンライン化等の推進に努めるとともに、生産性向上に資する技術についても積極的に活用するよう努める。

- ○電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること。 (平成16年より本格運用中)
- ○各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与。
- 〇オンライン化(情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品)により電子納品の更なる省力化、効率化を図る。

<電子納品のメリット>



- 事業執行の効率化
- ・品質の向上
- ・過去成果、他事業所成果のデータ共有
- ・ペーパーレス、省スペース、検索性向上
- ・設計から工事等のように次フェーズへの利活用、災害等への対応等の利活用

オンライン化

- ■電子媒体(CD-R)への格納や郵送等の作業削減
- ・電子納品の確実な納品(電子納品・保管管理システムへの自動登録)



<これまでの実施内容と今後の予定>

平成30年度

手法及びシステム仕様の検討 現場試行26件(内訳:エ事24件、業務2件)



令和元年度 システム開発



令和2年度(目標) 運用開始

※自治体での電子納品のオンライン化に対しても支援を実施

【工事/実施に努める】 ②入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定 (平成27年5月)

国交省HP (http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html)

本編・事例編の2編で構成。

本編:各方式の概要や選択の考え方等を記載 事例編:事例やその適用の背景等を整理

工事調達における入札契約方式の全体像

3.1 契約方式 工事の施工のみを発注する方式 設計・施工一括発注方式 詳細設計付工事発注方式 設計段階から施工者が関与する 方式(ECI方式) 維持管理付工事発注方式

包括発注方式

複数年契約方式

3.2 競争参加者 の設定方法

一般競争入札

指名競争入札

随意契約

など

3.3 落札者の 選定方法

価格競争方式

総合評価落札 方式

技術提案·交渉 方式

段階的選抜方式

コストプラス フィー契約・ オープン ブック方式

3.4 支払い方式

総価契約方式

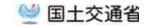
総価契約

単価合意方式

など

など

3



豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

■海外の施工経験の評価(案)

対応の基本方針

- 〇海外の工事・業務については発注主体が多種多様であることから、通常の国内の直轄 工事・業務のように一元的な評価方法を実施することは不可能
- 〇海外の工事・業務で実績のある技術者を表彰する制度を構築し、その表彰の有無を総合評価落札方式にて加点項目とする案を検討

表彰制度(案)

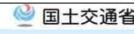
- 1. 対 象:海外の工事・業務で実績を有 する日本の技術者
- 2. 審査方法:審査委員会を設置
- 3. 褒 賞:大臣表彰

総合評価で評価方法

【工事】WTO案件の工事において、段階選抜の一次選抜で、海外 実績を有するものを優先的に選定。

【業務】総合評価、プロポーザル方式の評価項目として設定※工事・業務ともに、評価の対象となる期間は受賞から10年程度を想定

【参考】国土交通省登録資格の活用



国土交通省登録資格とは

- 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格(ここでは民間資格という)について、国や地方公共団体の発注業務で活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度。
 - (根拠法:公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、令和元年6月14日改正施行)第24条)
 - ⇒平成30年度までに延べ288資格が登録【維持管理分野(点検・診断等業務)209資格、計画・調査・設計分野79資格】
- 国や地方公共団体発注の「計画・調査・設計業務」、「維持管理業務」において、担当技術者、管理技術者、照査技術者に 民間資格の保有者を配置するなどにより、業務の品質を確保。



〇配置予定技術者の参加要件(例)

- 1 予定管理技術者
 - 予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。
 - 1)下記のいずれかの資格を有する者
 - ①技術士
 - 博士(※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
- ②国土交通省登録技術者資格
- ③上記以外のもの(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

〇総合評価落札方式における国土交通省登録資格の評価(例)

【管理技術者の評価例】

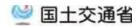
①国家資格·技術士 3点②国土交通省登録資格 2点③上記以外の民間資格 1点

| ①国家資格·技術士 ②国土交通省登録資格 | <u>2点</u> |
|-------------------------|-----------|
| ③上記以外の民間資格 | 1点 |

国土交通省登録資格に関する情報(国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

国交省 登録資格 検索

【担当技術者の評価例】

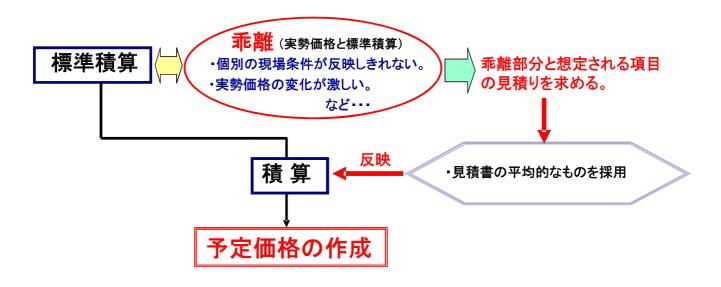


入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

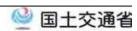
◆対象工事及び工種

対象工事:標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種:直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

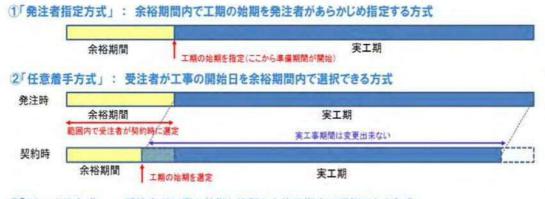


【工事/実施に努める】 ⑤余裕期間制度



労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

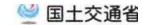
■余裕期間制度



③「フレックス方式」: 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 1. 余裕期間の長さ: 6ヶ月を超えない範囲
- 2. 技術者の配置:
- (1) 技術者の配置必要なし、現場 着手してはいけない期間(資機 材の準備は可、現場搬入不可)
- (2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片 付け期間を含む。



下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう 努める。

○ 国土交通省発注工事において、日建連「労務費見積り尊重宣言」*を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するために、総合評価方式においてインセンティブを付与(技術評価における加点)するモデル工事(「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(仮称))を試行する。

<u>1. 対象工事</u>

*:(一社)日本建設業協会 H30.9.18発表

● 当面、一般土木(WTO対象工事で段階的選抜方式)にて試行

2. 総合評価方式における技術評価内容

- 入札契約手続きの審査基準日※までに、参加する企業(個社)において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表するとともに、下請企業への見積依頼に際して労務賃金を内訳明示する旨を記した誓約書(又は見積書様式、その他労務賃金を内訳明示することがわかる資料)を提出する
- 上記両方の条件を満たした場合1.0点加点する(自由設定項目)※「競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限」の日

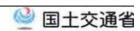
3. 工事成績評定

- 工事完成検査/成績評定時において、元請企業と下請企業間の見積書を確認し、労務賃金が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において減点する
- 見積書の確認は抜き取りで行うこととし、確認範囲は当面、以下の場合とする <見積書を確認する範囲>
 - ・一次下請(施工体制台帳に記載された業者)との契約のうち、 下請金額3,500万円以上の契約(警備業者との契約も対象に含む)
- また、見積書に加えて注文書において、労務賃金が内訳明示されている場合には、加点する

4. スケジュール

● 令和元年下半期(10月)から試行

【工事/実施に努める】⑦受注者との情報共有、協議の迅速化



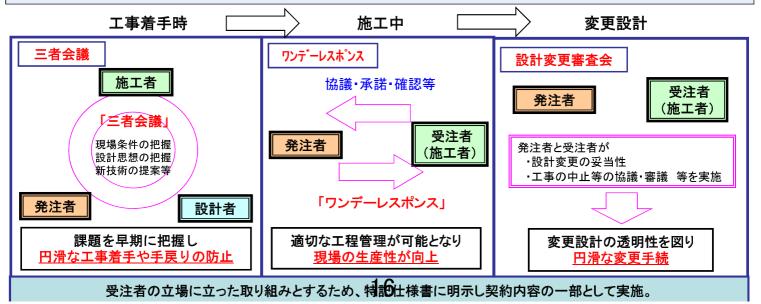
各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- 三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止

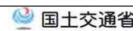
ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消

設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



業務

【業務/必ず実施】①予定価格の適正な設定

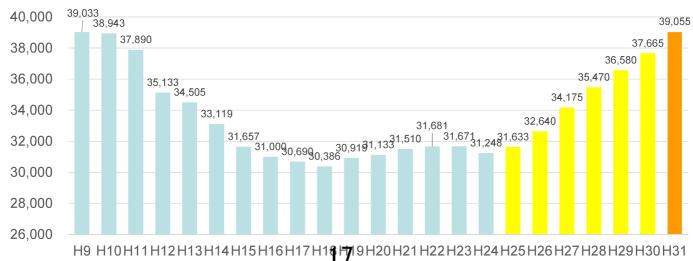


予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う。**

設計業務委託等(設計、測量、地質関係)

- ◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映
 - → 全職種平均 39,055円 平成30年3月比;+3.7% (平成24年度比+25.0%)

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



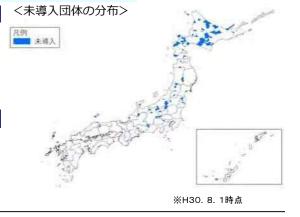
ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

取組状況

- H 2 7. 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化(未導入の団体における早急な制度 の導入、公表時期の見直し)を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定(現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ)
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.4 低入札価格調査基準の改定(直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ
- H31.4 低入札価格調査基準の改定(調査基準の範囲を0.70~0.90→0.75~0.92に引上げ)

| 最低制限価格制度等の導入状況 ~109団体が未導入~ | | | | | | |
|----------------------------|--------|--------|-------|--|--|--|
| | 都道府県 | 指定都市 | 市区町村 | | | |
| 導入済み | 47 | 20 | 1612 | | | |
| 等八月の | 100.0% | 100.0% | 93.7% | | | |
| ハヂね+土道~ | 0 | 0 | 109 | | | |
| いずれも未導入 | 0% | 0% | 6.3% | | | |

| 最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~ | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------|------|------|--|--|--|--|
| 都道府県 指定都市 市区町村 | | | | | | | |
| 最低制限価格の事前公表 | 近期四年投办事前公主 2 | | 132 | | | | |
| 取心削吸価格の争削公衣 | 4.5% | 5.0% | 8.8% | | | | |
| 基準価格の事前公表 | 2 | 0 | 53 | | | | |
| 基準価格の争削公衣 | 4.3% | 0% | 7.6% | | | | |



【参考】低入札価格調査基準の改定(業務)

🥝 国土交通省

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限 を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費 の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

現行

測量

設定範囲: 60% ~ 80%

・直接測量費 ×1.00 ・測量調査費 ×1.00 ・諸経費 ×0.48 $H31.4.1 \sim$



設定範囲: 60% ~ <mark>82%</mark>
・直接測量費 ×1.00
・測量調査費 ×1.00
・諸経費 ×0.48

設定範囲: 2/3 ~ 85%

・直接調査費 ×1.00

·解析等調查業務費

・間接調査費 ×0.90

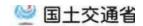
諸経費 ×0.45



 $\times 0.80$

・直接調査費 ×1.00・間接調査費 ×0.90・解析等調査業務費 ×0.80・諸経費 ×0.48

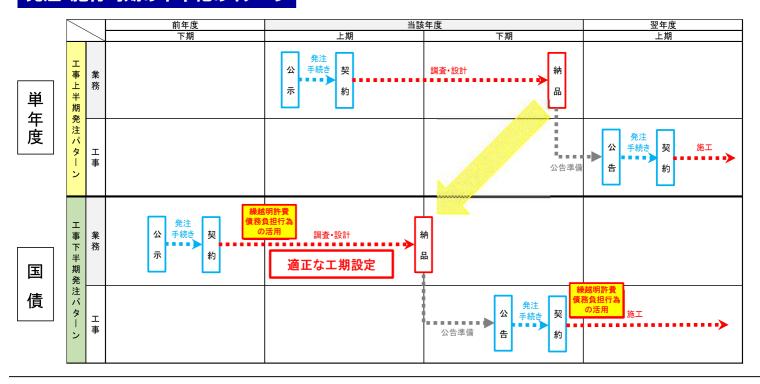
設定範囲: 2/3 ~ 85%



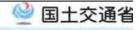
発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

発注・施行時期の平準化のイメージ

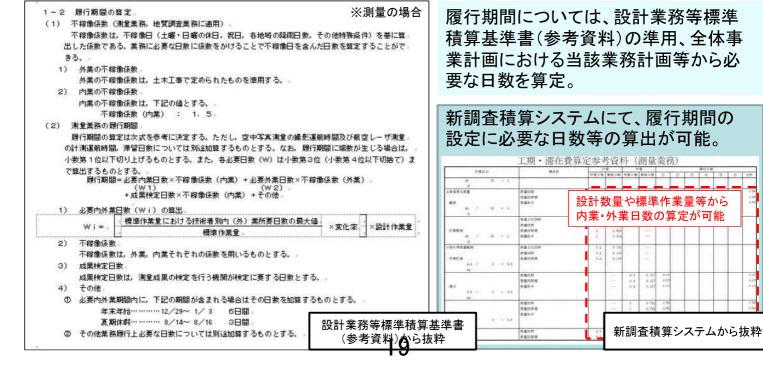


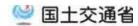
【業務/必ず実施】 4適正な履行期間の設定



履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

■設計業務等における適正な工期の設定について





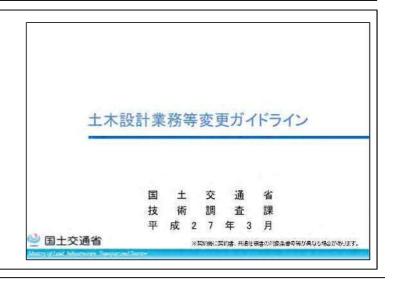
設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

土木設計業務等変更ガイドラインの運用(全地方整備局等に通知済み)※H27.3~

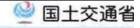
設計変更の手続きの流れ・留意点等の受発注者共通認識や円滑な契約変更・業務執行等を目的とし、平成27年3月から本ガイドラインの運用を開始。

受発注者間で認識・解釈の違いがでないよう 以下の内容等を明記

- 土木設計業務等の特性
- ・発注者・受注者の留意事項
- 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
 - ⇒設計変更に係る基本事項や変更・指示における留意事項を記載
- ・土木設計業務等の変更の対象とならないケース
- ・土木設計業務等の変更の手続フロー



【業務/必ず実施】⑥発注者間の連携体制の構築



地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握すると ともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、 地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整 を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



- ○協議会**構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた**役割の見直し**
- ○地域発注者協議会の下に**全市町村が参画する**都道府県毎の部会を設置

例1:北陸ブロック 協議会規約の改正

・<u>役職の格上げ</u> 県 : [<u>部長</u>] → [**副知事**] 市 (町村) : [副市 (町村) 長] → [**市(町村)**長]

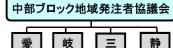
・協議会の役割の見直し [連絡調整] → [推進・強化]

例2:中部ブロック 各県部会の設置

規約(H26.10改正部分抜粋)(部会)

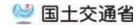
第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。 **20**

【体制イメージ】







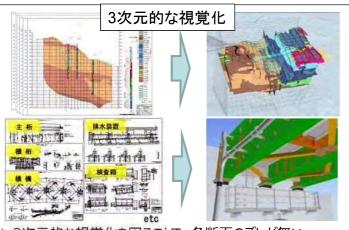


業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データ等の積極的な活用に努める。

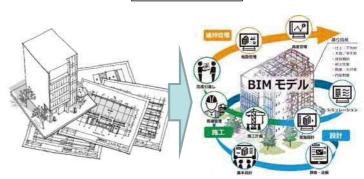
- OBIM/CIM※とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの。
- 〇BIM/CIMを活用することで、3次元的な視覚化が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、情報の集約化が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。
- 〇ひいては、建設生産・管理システム全体における、

 事業の生産性向上や品質の確保を図ることが可能。

* Building/ Construction Information Modeling, Management



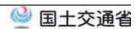
▶ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかなどを3次元的にチェックが可能となる。



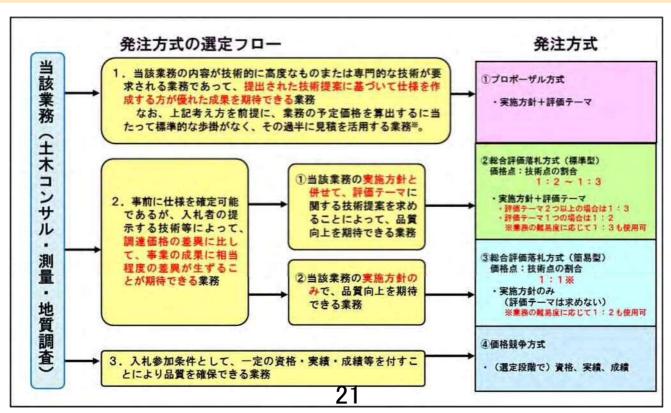
情報の集約化

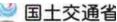
➤ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図る ことで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

【業務/実施に努める】②入札契約方式の選択・活用



業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。





発注者は、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格条件とすることにより 品質を確保できる業務などを除き、技術提案を求めるよう努める。特に、**技術的に** 高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務にお いては、プロポーザル方式により技術提案を求める。

プロポーザル方式

○当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術 が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業 務であって、<u>提出された技術提案に基づいて仕様を作成する</u> 方が優れた成果を期待できる場合に選定する。

○建築関係建設コンサルタント業務においては、国等におけ る温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関 する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計 業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を 求められる場合(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を 除く。)にもプロポーザル方式を選定する。

※業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務では ない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定

○業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める テーマ(評価テーマ)を示し、<u>評価テーマに関する技術提案と</u> 当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特 定

総合評価落札方式

○事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術 等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程 度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方 式を選定する。

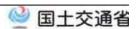
○当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な 取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、 <u>評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向</u> 上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を 選定する。

※評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札 方式を選定

○業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評 価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の 実施方針を求め、価格との総合評価を行う。

※入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争方式を選定

【業務/実施に努める】 ④履行状況の確認



履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執 行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウイークリースタンスの適用**や 条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の 確認を適切に実施するよう努める。

実施内容

- ●詳細設計業務発注時において、受発注者が必要な 設計条件等を確認するためのツールとして、条件明示 チェックシート(案)を活用
 - ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や 協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、 詳細設計業務の受注者に提示
 - 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシ (案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)



適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行

国交省土木業務関連HP: http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html

実施体制(案)

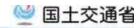
●確実な条件明示のための体制として、<u>「設計業務の条件明示検</u>討会(仮称)」を開催※し、明示すべき 設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕条件明示チェックシート(案)、設定の図書(特記仕様書他)



設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

合同現地踏査

合同現地踏査においては、設計条件や施工の留意点、関連事業の 情報確認及び設計方針の明確化を行い、実施後は、実施内容につい て記録等し、受発注者間で情報共有を徹底する。



特に地質情報の不確実性が高い現場において、地質調査を実施した技術者が合同現地踏査に参加し、設計者・施工者に調査で得られた知見などを直接伝達を行うことで、地盤に関するリスクに対して設計や施工段階で的確に対策を講じることが可能となる。

【地質技術者の参画による合同現地踏査の流れ】



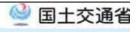
テレビ(WEB)会議

○ WEB会議を活用することにより、出張・打合せ 時の多くを占める移動時間が短縮



■テレビ(WEB)会議のイメージ

【災害時の対応】①災害時の入札契約方式

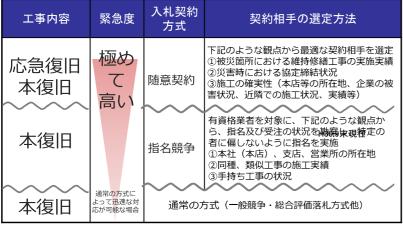


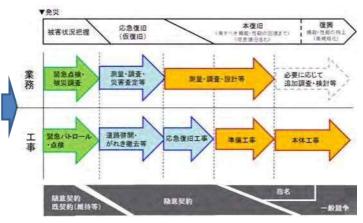
災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等 を適用**する。

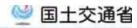
災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、 早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上 で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であ ることに留意する。

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。





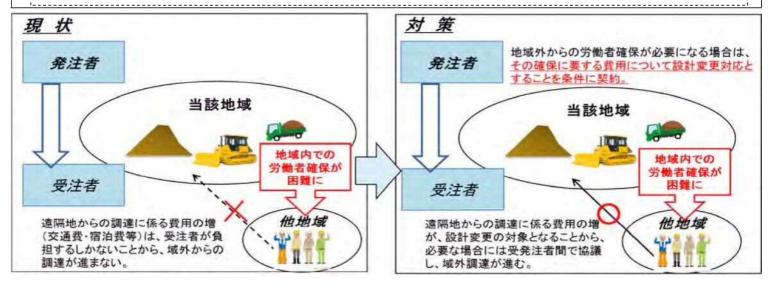


災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

○設計変更の対象とする経費や工種を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

<設計変更の対象とする経費の例>

- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費 など



【災害時の対応】③災害協定の締結等建設業者団体等や、ほかの発注者との連展土交通省

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。**

■包括協定の事例(沖縄)

【背景】

〇東日本大地震や熊本地震の教訓をもとに、大規模災害に備えた災害協定締結の動きが活発化。

〇島しょ県沖縄は、大規模地震・津波災害が発生した場合、他府県からの支援が到着するまでに一定の期間を要する為、島内建設業者の限られた人材や建設資機材を効果的に活用して、道路啓開などの応急復旧を行う事が不可欠。

【課題】

○国・県等から様々な要請があるなかで、重複して要請するなど、協定に基づく対応に混乱が生じる例がある。 【対 応】

○協力要請の重複を防ぐため、要請ルートを整理し明確化をはかる。

〇既に昨年度、道路啓開計画・タイムラインについては策定済みである。この度、沖縄県・沖縄県建設業協会(357社加盟)と包括的協定手交式を行った(平成30年2月15日)。協定が結ばれた事により迅速な対応が可能になる。

